

飲食店への時短要請等

対象地域	金沢市		白山市・野々市市
期 間	8月2日～9月12日	9月13日～9月30日	8月2日～9月12日 →9月30日まで延長
営業時間	5時～20時	5時～20時	5時～21時
酒類提供	終日、提供を自粛 (利用者による酒類の 店内持込を含む)	終日、提供を自粛。 但し、いしかわ新型コロナ 対策認証店については、 1グループ4人以内又は 同居家族のみの利用に 限り、19時30分まで酒類 の提供が可能	20時まで
カラオケ設備	終日、利用自粛	終日、利用自粛	特に制限なし
根拠法令	法第31条の6第1項	法第31条の6第1項	法第24条第9項

集客施設・大規模商業施設への要請等

○ 集客施設への時短要請・協力依頼（金沢市、白山市・野々市市）

期間：8月2日～9月12日 → 9月30日まで延長

※金沢市内の大規模施設（テナント含む）への時短要請に係る協力金の対象期間も延長

8月2日～9月12日分の協力金を13日（月）から受付開始

○ 大規模商業施設、百貨店の地下の食品売り場等への入場整理の要請・協力依頼（金沢市、白山市・野々市市）

期間：8月20日～9月12日 → 9月30日まで延長